

# 規 約

生駒市ソフトボール協会

## 第 1 条 名 称

本協会の名称を生駒市ソフトボール協会（以下、本協会という）という。

## 第 2 条 事 務 所

本協会の主たる事務所を会長宅に置く。

## 第 3 条 目 的

本協会は、市内ソフトボールの普及振興を図り、競技力の向上とスポーツ活動の実践を通じ、市民相互の連帯感を深め、より豊かな心身を育むことを目的とする。

## 第 4 条 事 業

本協会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

1. ソフトボール大会の開催と奨励
2. ソフトボールの競技指導と研究
3. ソフトボールの審判員の指導・育成・拡充および加盟チーム等へのルール指導
4. ソフトボールに関わる県、近畿、全国大会等に対する生駒市代表の監督、選手の選抜および派遣
5. 一般財団法人生駒市体育協会主催の行事への参加と協力
6. その他、目的達成に必要な事業

## 第 5 条 組 織

1. 本協会は、第3条（目的）の趣旨に賛同する市内チームと有志をもって組織する。
2. 本協会に登録したチームを加盟チームとする。
3. 登録の要件等は、別途運営規則に定める。
4. 退会は任意とし、その旨を文書により届けなければならない。

## 第 6 条 役 員

本協会は、次の役員をおく。

1. 会 長 … 1名  
会長は、会務を総理し、本協会を代表する。
2. 副会長 … 若干名  
(1) 副会長は、会長を補佐するとともに、別に定める事項を行う。  
(2) 副会長は、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 理事長 … 1名  
(1) 理事長は、会長の指示を受け会務を統括する。  
(2) 理事長は、会長、副会長に事故があるときはその職務を代行する。
4. 副理事長 … 若干名  
(1) 副理事長は、理事長を補佐するとともに、別に定める事項を行う。  
(2) 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

5. 財務長 … 1名

財務長は、理事長の指示により経理に関わる会務を行う。

6. 理事 … 若干名

理事は、理事長の指示により会務を行う。

7. 監事 … 若干名

監事は、本協会の業務執行の状況並びに経理を監査する。

## 第 7 条 役員の任期

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員が特別な事情により任期中に辞任する場合は、理事会の承認を得なければならない。
3. 役員が本協会の名誉を著しく毀損、または多大な損害を与えた場合は、理事会の決議により解任することができる。
4. 前二項については、直後に開催する総会等で報告しなければならない。
5. 役員が退任する場合、本協会の運営に支障を来たすことのないよう後任者への引継ぎを確実に行わなければならない。

## 第 7 条の2 役員の定年

1. 役員の定年を満 75 歳とし、誕生日の属する年度の年度末をもって退任する。
2. 任期中に満 75 歳を迎えた場合は、任期満了時点で退任する。但し、定年後の任期中に辞任する場合は、前条第 2 項を適用する。
3. 定年の延長は、前項による特例以外行わない。

## 第 8 条 総会

1. 総会は、年1回、会長が招集する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。
2. 総会は、加盟チームの総意を民主的に反映させる機関とし、会長が議長を務め、次の事項を審議する。
  - (1) 規約（運営規則を含む）の改廃  
なお、急を要するものは、理事会での決議事項、総会報告とする。
  - (2) 会長の選出  
会長は、理事会で推薦された者の中から選出する。
  - (3) 監事の選出
  - (4) 活動計画および活動報告、予算・会計報告および監査報告の承認
  - (5) 入会金、登録料等チームの負担金の変更等その他重要事項
3. 総会は、加盟チーム数の 2/3 の出席をもって成立とする。
4. 議案は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長が決するものとする。

## 第 9 条 副会長、理事長、副理事長、財務長および理事の選任

副会長、理事長、副理事長、財務長および理事は、会長が任命し総会等で報告する。

#### 第 10 条 役員会および理事会

本協会は、事業執行機関として、次のとおり役員会および理事会を設置する。なお、総会で審議・報告する議案については、理事会での事前審議を経ることを原則とする。

1. 役員会は、第6条の1～5の役員をもって構成する。
2. 理事会は、第6条の1～7の役員をもって構成する。
3. 役員会および理事会は、必要に応じて会長が招集し、役員会は会長、また理事会は理事長が議事進行役を務め必要事項を審議する。
4. 役員会は個別重要案件、理事会は本協会の基本的事項を審議することを原則とする。  
なお、審議した内容については、必要に応じて総会等で報告するものとする。
5. 役員会および理事会は、構成する役員数の2/3以上の出席をもって成立とする。
6. 議案は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長が決するものとする。  
なお、緊急を要する議案については、会長決裁としその後の役員会または理事会に報告する。

#### 第 11 条 事業年度

本協会の事業年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

#### 第 12 条 経 理

1. 本協会の経費は、入会金、登録料、大会参加費、寄付金その他の収入による。
2. 加盟チームが負担しなければならない入会金、登録料、また県大会等に参加する場合の出場補助金については、別途運営規則に定める。
3. 負担金の内、特段の定めるものの他は、全て合算して本協会の運営費用に充てる。
4. 預金の口座名義は、特段の定めがない限り財務長名義とする。
5. 財務長は、理事長の承認を得たものについて支出できる。なお、急を要するものは、財務長の責任で支出し、事後、理事長の承認を得るものとする。
6. 財務長は、毎事業年度終了後速やかに会計帳簿、預金通帳、取引確証により監事の監査を受け、その後、総会の承認を得なければならない。
7. 年度の途中で退会した場合、当該チームが負担した登録料等は返還しない。

#### 第 13 条 事務局

1. 本協会は、必要に応じ事務機関として事務局を設置することができる。
2. 事務局は、理事長の指示によりその業務を行う。
3. 事務局は、役員および第14条に定める専門委員会との連絡を密にして、事業が円滑に推進できるよう留意する。

#### 第 14 条 専門委員会の設置

1. 本協会の事業を円滑かつ機能的に遂行するため、次の専門委員会を設置する。

- (1) 総務委員会  
総務・広報に関する事項、試合結果の纏め、ホームページの管理  
総会・理事会等諸会議の案内・設営、およびその他、他の委員会に属さない事項
- (2) 審判委員会  
各大会の審判および管理、県大会等への審判員等の派遣、公認審判員の指導・育成・  
拡充、および加盟チームメンバーへのルール指導等
- (3) 企画・運営委員会  
各大会の運営主体、ソフトボールの技術向上の為に講習会開催の企画・推進、および  
本協会の運営に関する新企画立案・推進等
- (4) 選抜チーム運営委員会  
壮年・実年・スポレク等のチーム編成および派遣

## 2. 各委員会の構成

- (1) 各委員会には委員長1名、副委員長若干名および委員若干名を置く。  
なお、審判委員会は、委員長を審判長、副委員長を副審判長と呼称する。
- (2) 各委員会の委員長、副委員長、委員は、会長が指名する。
3. 各委員会は、理事長の指示・管理のもと、委員長を中心に事業推進・発展のため主体的  
に活動する。
4. 各委員会は、活動状況を適宜、役員会もしくは理事会に報告する。

## 第 15 条 名誉会長・名誉顧問・顧問

1. 本協会は、名誉会長、名誉顧問および顧問を委嘱することができる。
2. 委嘱は理事会の決議による。任期は2年とし再委嘱を妨げない。但し、期間中、本人  
から辞任の申し出があった場合は、この限りでない。
3. 名誉会長等は、会長からの要請により助言等必要事項を行う。

## 第 16 条 付則規定

1. 本協会の役員および加盟チームは、次の事項を遵守する。
  - (1) 飲酒運転の禁止
  - (2) 協会内における宗教活動（勧誘）の禁止
  - (3) 協会内における政治活動（勧誘）の禁止但し、本協会の目的に沿うものは、協会の活動として行うこととする。
2. 役員或いは選抜チームの監督・選手等が本協会の指示による用務で私有車を使用した場合、  
運転者は交通ルールを遵守し、交通事故の防止に努める。万一、交通事故で同乗者が負傷  
しても運転者には一切責任はないものとする。
3. 役員または加盟チーム（チームメンバーを含む）が、本協会の運営に多大な貢献があった  
と認められる場合は、役員会で審議し表彰することがある。

本規約は昭和55年4月2日より施行する。

平成24年4月21日改定（全面改定）・施行

平成28年2月14日改定（一部改定）・施行